

# Takatsuka Station North

Land Readjustment Project

浜松都市計画事業  
高塚駅北土地区画整理事業

## 完成記念誌

To Commemorate  
the Completion of Project

浜松市

都市整備部 市街地整備課  
〒430-8521 浜松市中区元城町10番-2  
TEL 053-461-2245 FAX 053-4780-3198  
E-mail:design@city-hamamatsu.lg.jp  
令和2年3月発行

# 浜松都市計画事業 高塚駅北土地区画整理事業

Takatsuka Station North Land Readjustment Project

## INDEX 目次

事業完成のごあいさつ	3
事業の概要	5
まちのうつり変わり	7
公共施設整備	9
地権とのあゆみ	17
これまでのあゆみ	19
土地区画整理事業議会	21
評議員	22
<資料編>	
各種データ	23
施行条例	25



To Commemorate the Completion of Project

## 事業完成のごあいさつ

## 市長あいさつ

浜松市長

鈴木 康友



高塚駅北土地区画整理事業が、平成23年の事業着手からおよそ6年の歳月を経て完成を迎えられましたことは、ひとえに権利者の方々をはじめ、土地区画整理事業会、関係自治会の皆さまの不断の努力と熱意の賜物と、心より厚くお礼申し上げます。

高塚駅北地区は、JR浜松駅から西方面に一つ目。高塚駅の北側に接する立地にあり、周辺地域に多くの産業と主要幹線道路を有しておりますが、鉄道による南北地域の分断や土地利用の偏在化などの課題を抱えていたことから、高塚駅南北自由通路及び橋上駅舎化にあわせて、公共交通結節機能の強化と良好な住環境の確保を目指し、本事業を実施してまいりました。

さらに、本事業におきましては、地域の躍進的な「まちづくり」を推進するうえで、事業の円滑な展開と高い品質が求められていました。北口駅前広場や駐輪場、歩道のある直路などが美観に整備されたことで、多くの市民が安全で安心して駅を利用できるようになりました。

また、本市都市計画マスタープランや立地適正化計画で掲げる市民の快適な暮らしを実現的に可能とするコンパクトシティの実現に向けた『拠点ネットワーク型都市構造』の構築において、本地域がこれからの中核的役割となりますよう、大いに期待しております。

併びに、今後も官民協働のまちづくりに取り組み、本地域のさらなる発展と皆さまのより一層のご繁栄を祈念しまして、完成のあいさつとさせていただきます。

## 審議会会長あいさつ

高塚駅北土地区画整理事業会会長

若宮 實



高塚駅北土地区画整理事業の完成にあたり、地域住民の皆さま、事業推進にあたられました全ての皆さまと共に心からお祝い申し上げます。

平成3年に可美村が浜松市に編入合併してから、9年後の平成12年に高塚町まちづくりの会が発足し、まちづくりの検討が始まりました。

平成14年南北自治会とまちづくりの会に上り高塚駅周辺市有地整備推進要望が市民に提出されました。12年後の平成26年に都市計画及び事業計画が決定し、それから5年今日の完成に至りました。官民挙げての粘り強い20年間の活動が実を結びました。

高塚駅を中心としたこの地区は浜松市の西の玄関という重要な役割のほか、人の流れの結節点として大きなポテンシャルを持ち、今後の発展が期待されるところです。

高塚には世界的な企業が複数所在し、海外から関係者が多く来訪されております。その方々にも親しまれ、良い印象を持ってもらうことも大変重要なことです。

今回の民間整理事業を機として、老若男女みなさんがここに住みたいという魅力あふれるまちづくりを推進するため、さらなる整備を期待しています。

長きにわたりこの事業を推進されてきました浜松市をはじめ地権者の皆さま、関係者の全ての方々に感謝申し上げ、あいさついたします。

## 事業の概要

# 高塚駅北 土地区画整理事業

### ■事業の概要

事業者	名	浜松都市計画事業 高塚駅北土地区画整理事業
施行者	名	浜松市
施行面積	約	2.3 ha
施行期間	平成27年度～平成31年度（令和元年度）	
交付金率	率	33.79%（額定補償金充當率の段階率：30.71%）
総事業費	額	約 17 億 32 百万円
用賃地	地	近隣商業地帯（施行部・工業地帯）



### ■公共施設の概要

高塚駅北通り	幅員	16.0 m	延長	197.6 m
駅前広場	面積	3,472.49 m <sup>2</sup>		
区画道路	幅員	11.0～5.0m	延長	604.4 m
公園敷地面積	面積	491.16 m <sup>2</sup>		
駐輪場	面積	1,152.48 m <sup>2</sup>		

高塚駅北地区は、浜松市南区高塚町の一帯で、JR高塚駅の北側に位置します。

JR高塚駅は、本市の中心市街地である「北派抜群から南方派」に一つ目となる駅で、多くの市民が通勤や通学に利用しています。また、地域周辺には、古くから自動車や金属加工などの製造業者が集積しており、近年は、宅地開発や幹線道路の整備を背景に商業施設が増加しているところです。

開拓前の高塚町は、鉄道による南北地域の分断、駅前広場の未整備および土地利用の進化などの課題を抱えていました。

平成12年（2000年）地区住民の自ら組織である「高塚町まちづくりの会」が発足し、地権者と行政が一体となって、新たなまちづくりに向けて着実な取り組みをしてきました。

このような中、平成13年（2001年）浜松市と鉄道事業者による高塚駅南北自由通路創設および橋上駅舎化の工事協定締結を始めとして、平成14年（2002年）に駅前広場や既存幹線道路へのアクセス道路整備による交通渋滞が緩和され、良好な都市環境を有する市街地の形成を目指して、土地区画整理事業と道路事業の都合計画決定と事業計画決定に至りました。

平成27年（2015年）2月には、新たな高塚駅南北自由通路と橋上駅舎が供用を開始し、相模の課題のひとつでもあった新道による南北地域分断が解消される中、権利者や地権者の皆様から多くの期待とご賛同をいただき、令和元年度（2019年度）土地区画整理事業を無事に完成することができました。

## 事業区域



まちのうつり変わり

## まちのすがた



昭和 50 年

(1975年)

- 昭和 4 年 高塚駅開設
- 昭和 7 年 東海道本線に電気機関車が通る
- 昭和 45 年 高塚に歩道橋が完成
- 昭和 48 年 高塚会館が竣工
- 昭和 59 年 高塚西子供遊園地が完成  
高塚西陸切の歩道が完成

(出典: 可美村誌)

- 平成 元年 高塚駅東白駐車場が完成  
高塚駅周辺整備基本構想を策定
- 高塚駅開設 60 周年記念式典
- 平成 2 年 高塚駅前に自転車駐車場が完成
- 平成 3 年 可美村が高松市と合併
- 平成 17 年 天龍川振興地域第 12 項目  
が実現
- 平成 19 年 政令指定都市へ移行

平成 24 年

(2012年)



令和元年 12 月

(2019年)



## 北口駅前広場・都市計画道路

■北口駅前広場



右上 暫時前  
平成22年／2010年  
右下 暫定駅前広場  
平成27年／2015年  
左 整備後  
令和元年／2019年



■都市計画道路 高架駅北通り線

整備前（平成27年／2015年）



整備後（令和元年／2019年）



## 公共施設整備

## 道路

■市道 高塚122号線（区画3号線）

整備前



整備後

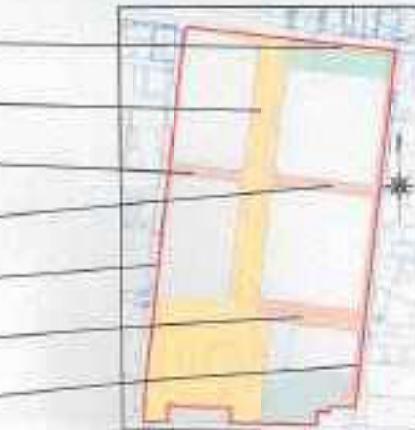


■市道 高塚122号線（区画4号線）

整備前



整備後

高塚101号線 (幅員: 5m)  
(区画2号線)高塚123号線 (幅員: 7m)  
(区画3号線)高塚122号線 (幅員: 5m)  
(区画4号線)高塚102号線 (幅員: 6m)  
(区画5号線)高塚124号線 (幅員: 11m)  
(区画1号線)高塚103号線 (幅員: 5m)  
(区画6号線)

■市道 東若林高塚1号線（区画1号線）

整備前



整備後



■市道 高塚2号線（区画5号線）

整備前



整備後



■市道 高塚3号線（区画6号線）

整備前



整備後



## 公共施設整備

## 地下雨水貯留施設

土地区画整理事業地内の都市計画道路地下部に地下雨水貯留施設を整備しました。

この施設は、大雨時の冠水被害を防ぐため、雨水を一時的に貯留し、排水ポンプで下流域川に適度に放流することを目的としています。

貯留水量は約1,350㎥で、26mプール約3分、家庭のお風呂だと約6,500杯分の水を貯留することができます。



リフトローラー工法による施工



基あたり 幅5.6m×高さ3.0m×奥行1.6m  
合計 21基 延長108m



イメージ図

## 排水ポンプ施設外観

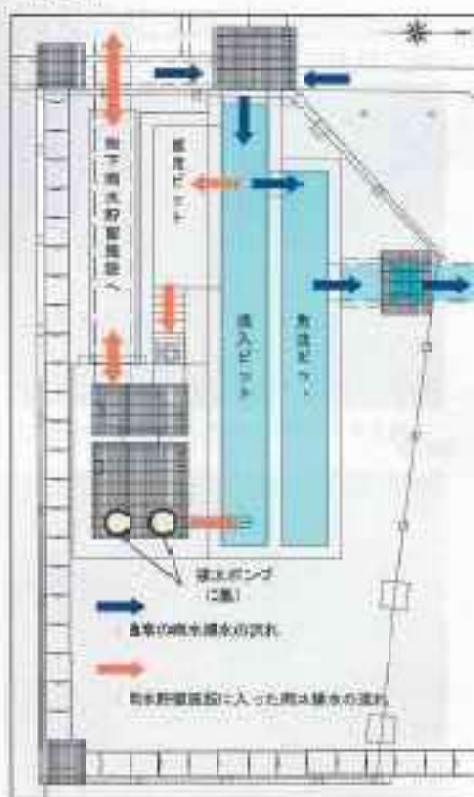


このポンプ施設は、道路画像の下路掘削を一か所に合流することにより、少量の雨が降った時の排水ポンプ稼働回数を少なくてできるように設計されています。

## 位置図



## 概要図



## 排水ポンプ（施工中）



## 公共施設整備

## 関連整備事業（南北自由通路、高塚駅北通り線 等）

## 高塚駅南北自由通路及び橋上駅舎化事業

## 西口駅前広場整備事業



南北自由通路が完成し、駅北側の利便性が向上しました。



平成27年(2015年)2月20日(土)

高塚駅南北自由通路完成記念式典を行いました。

田 高塚駅舎（平成28年／2016年）



## 街路事業

街路事業において、七地区南整理事業区外の新市計画道路高塚駅北通り線の整備をおこないました。



地域とのあゆみ

## 高塚遺跡発掘

高塚駅北地区は、事業地の約6町が埋蔵文化財包蔵地（遺跡や遺物などの文化財が埋蔵されている土地）となっていました。平成28年（2016年）に大規模な発掘調査を行いました。

本調査では、地域の貴重な歴史遺産である高塚遺跡に触れる機会として、地元小学生による発掘体験型の見学会や一般市民を対象とした説明会を開催しました。



発掘調査報告書  
「高塚遺跡③」

発掘調査において縄文土器、新石・平安時代の須恵器、土作器などが出土しました。特に縄文土器は、今から約5000年前の縄文時代中期前葉のもので、しかも函南市南筑海岸平野部で見つかった遺跡の中では、最南端に位置しております。縄文人が森だけでなく、砂丘地帯でも生活していたことを示す貴重な資料となっています。

### 本発掘調査箇所

平成28年夏（2016年）  
本発掘調査

平成12年夏（2000年）  
本発掘調査  
沿岸墓集落にて実施

2016年12月23日発行  
福井・航行情報・函南市教育委員会  
ご参考ください

## 説明会・相談会 等

都市計画説明会（平成25年/2013年）



事業計画（案）の説明会（平成26年/2014年）



交通安全啓発（平成27年/2015年）



事業相談会（平成29年/2017年）



勉強会（令和2年/2020年）



個別説明会（令和元年/2019年）



これまでのあゆみ

## 高塚事業だより

高塚駅北土地区画整理事業および高塚駅北通り緑街整備事業の権利者を対象として実行してきました。事業の円滑な実現を図ることを目的に、進捗状況や予定などの情報を発信し、事業に対する理解と協力を深めていただきました。



### ■発行記録

- |     |                       |                  |
|-----|-----------------------|------------------|
| 第1号 | 高塚だよりの発行について          | (平成25年／2014年10月) |
| 第2号 | 平成26年度の実績と今後の予定       | (平成27年／2015年 6月) |
| 第3号 | 4月から8月までの事業進捗状況と今後の予定 | (平成27年／2015年 9月) |
| 第4号 | 平成27年度の実績と今後の予定       | (平成28年／2016年 5月) |
| 第5号 | 平成28年度の実績と今後の予定       | (平成29年／2017年 5月) |
| 第6号 | 仮換地選定の変更や各事業の今後の予定    | (平成29年／2017年 9月) |
| 第7号 | 使用収益開始に伴う境界杭の位置について   | (平成30年／2018年 1月) |
| 第8号 | 平成30年度の実績とこれまでの事業工程   | (令和元年／2019年 9月)  |

## 事業経過

年度	土地区画整理事業のあゆみ
平成4年度／1992年度	もじづくり基本調査（A調査）実施
平成6年度／1994年度	区画整理事業調査（上調査）実施
平成12年度／2000年度	高塚町まちづくりの会発足
平成14年度／2002年度	「高塚駅周辺の市街地整備の推進要望者」の提出
平成16年度／2004年度	「高塚駅周辺の市街地整備の推進要望者」の提出
平成18年度／2006年度	高塚駅基本計画策定調査を実施
平成19年度／2007年度	自由通路等新設の基本設計に関する調査を実施 「高塚駅周辺の市街地整備の推進要望者」の提出
平成20年度／2008年度	高塚駅跡試験調査を実施
平成22年度／2010年度	高塚駅跡本発掘調査を実施（北口駅前広場）
平成24年度／2012年度	地元地権者の意向調査を実施
平成25年度／2013年度	高塚駅跡予備調査
平成26年度／2014年度	高塚駅北土地区画整理事業 都市計画決定の告示 (平成26年7月11日) 事業計画決定の公告 (平成26年10月10日) 土地区画整理事業審議会設置 (平成27年3月9日)
高塚駅北通り緑街整備事業	都市計画決定の告示 (平成26年7月11日) 事業認可の告示 (平成25年11月4日)
平成27年度／2015年度	仮換地指定 (平成28年3月)
平成28年度／2016年度	高塚駅跡本発掘調査 (平成28年4月～7月) 高塚駅跡現場説明会の開催 (平成28年7月) 都市計画用途地域変更の告示 (平成28年11月11日)
平成29年度／2017年度	高塚駅北口駕輪橋の供用開始 (平成29年5月) 北口駅前の広場供用開始 (平成30年3月)
平成30年度／2018年度	地下雨水貯留施設の供用開始 (平成30年7月) 事業計画変更の公告 (平成31年1月22日) 島地計画の決定 (平成31年3月19日)
平成31年度／2019年度 (令和元年度)	島地処分の公告 (令和元年5月17日) 清算金の徴収・交付 (令和元年6月)

# 土地区画整理審議会

審議会は換地計画、仮換地の指定及び被換地賃金の交付に関する事項に対して、土地区画整理法に定める権限を行います。



前列左から、森吉二、大川洋輔、藤田佳代、松井正樹、和久田利光  
前列右から、高橋理、久次米律雄、高橋眞樹、足立義子、藤田道夫  
(敬称略)

## ■審議会委員名簿

任期  
平成27年3月9日から令和2年3月8日

会長	若宮 実
権利代理者	和久田 利光
高倉 博	
高橋 理	
久次米 律雄	
高橋 真樹	
足立 義子	
藤田 道夫	
高林 英樹	
和久田 利光	

(敬称略)

## ■審議内容

件名	内 容	日 付	内 容
平成27年9月18日 (2015年度)	東北本線について 賃事務の委託人について 会員登録について等	平成28年7月25日	仮換地指定の実施について 北口駅前広場整備概要について
平成27年9月22日	土地計画審査申請の審査 等	平成28年10月23日	審査後の行程について 審査結果の行程について 等
平成27年9月26日	土地評定及換地設計について	平成30年2月2日 (2018年1月)	仮換地指定の文面について 送付状況について 換地計画
平成27年10月24日	土地計画及び換地設計について	平成30年2月21日	平成29年度・事業実績報告 平成30年度・事業計画
平成27年10月26日	土地評定基準について 換地設計基準について 換地率について等	平成30年7月27日	評価員の選任について 換地計画について
平成28年1月22日 (2016年度)	改進地(実)について 事業送致状回収	平成30年10月15日	仮換地指定の実施について 事業送達状回収 事業者の仕組み等について 等
平成28年2月26日	仮換地指定について 市街地区分計について 等	平成31年1月12日 (2017年1月)	換地計画について 換地計画の複数な変更及び変更理由について 等
平成28年8月3日	平成27年度 基準実績報告 平成28年度 事業計画	平成31年3月11日	換地計画の移動な変更について 新設路の区分及び権利前原の報告について 等
平成28年10月17日	「新規地の指定を施行者段りで実施すること が出来ない所」を示す要因について 等	令和元年2月12日 (2019年2月)	換地区分の理由について 換算金に関する特性について 等
平成28年9月23日 (2017年)	假に審議の目的となるべき土地指定の算定 について 平成28年度事業実績報告等		

# 評価員

換地計画における土地などの評価を適正なものとするための諮問機関として、評価員が選任されます。評価員は土地又は建築物の評価について経験を有する者が、審議会の同意を得て選任されます。



前列左から、静岡県不動産鑑定士協会  
前田和方、高橋理、高橋眞樹、和田利光  
(敬称略)



## ■評価員名簿

氏名(職称略)	所 属	職 名	任 期
長島 和方	静岡県不動産鑑定士協会	不動産鑑定士	平成30年度 (2018年度)
高澤 亮行	静岡地方法務局 浜松支局	税務鑑定官	平成30年度 (2018年度)
神田 幸保	浜松市財務部資産税課	資産税課長	平成30年度 (2018年度)

## ■評価員会

	日 付	内 容
第1回	平成30年8月3日(金) (2018年8月)	委嘱書類と 高塚駅北地区の概要について 評価員について 施行条例について 換地設計と土地評価について その他
第2回	平成30年10月12日(金) (2018年10月)	清算金の仕組みについて 地図類(面積算定方法について 推定面積割合の算定方法について
第3回	平成30年12月14日(金) (2018年12月)	土地評価及び最終算定について 指針(個別)の価額について 複利面積割合について

## 各種データ

## ■土地の種目別施行前後対照表

種目		施行前		施行後		摘要
		面積(ha)	%	面積	%	
公 有 地	道路	2,785.70	31.09	-	0.328.54	49.拥有地等1年
	木野	199.18	2.28	-	-	
	公園	-	-	699.15	1.00	
	計	3,184.03	35.45	0.328.54	42.48	
	合計	8,370.10	100.00	0.328.54	42.48	
施 設	宅地	5,699.28	62.10	23,851.69	34.36	
	田	6,738.00	73.10	12	-	
	林	5,903.99	63.78	28	-	
	山林	179.00	0.19	1	-	
	計	18,333.26	82.18	23,851.69	54.38	
他 之 外	市有地	2,098.00	22.04	23	382.89	1.00 購買権譲り当権を含む
	計	2,098.00	22.04	23	382.89	1.00
	合計	20,331.26	85.20	23,851.69	56.38	
開削地						
測量地盤						
総計						

## ■減歩率計算表

被処理地種類 (右欄参照)	被処理地種類		被処理地種類		減歩率		
	被処理地を含む 既設地をもつた 地盤地盤	被処理地を除いた 既設地をもつた 地盤地盤	未被処理地	未被処理地 を含む既設地	既設地	既設地を含む 既設地	
既設地	既設地	既設地	既設地	既設地	既設地	既設地	
13,169.30	10,661.03	12,018.37	13,118.37	8,640.00	4,843.16	26.79	83.79
13,169.30	981,431.03	-	-	(1,396.60)	(1,396.60)	(39.71)	(39.71)

( ) 内は被処理地に由る用地買取をした場合

## ■収入

区分		金額(千円)	摘要
区分地本税額 被処理地	賦課	144,130	被付・復原 487,109×5.5/10
	扶助	30,1,403	被付・復原 487,981×4.5/10
	賦課	33,1,032	被付・復原 303,064×1/2
	被処理地本税額 多賀	11,203	122-182 31,650×1/2
	扶助	11,203	122-182 31,650×1/2
共用地本税額 被付	賦課	17,046	
	扶助	771,845	
	合計	1,732,500	

## ■支出

区分	事項	単位	予算額		摘要
			単位	千円	
公共施設整備費	道路・街路費	m	30	937.0	150,401 施工を含む
	公園・遊具	m	-	201.0	26,726
	骨牌・看板	m	-	-	-
	木頭・植生費	m	-	-	-
	土壤・堆肥費	m	-	-	-
	公園施設設備費	m	-	351	12,117
	調査測量費	m	-	265,154 地下鉄留保	
	計	m	-	497,100	
	賃料移転費	m	10	720,010	
	計	m	-	720,010	
移転	賃料移転費	m	10	720,010	
	計	m	-	720,010	
	電柱移設費	m	6	4,102	
	上水道移設費	m	-	-	
移設	計	m	-	4,102	
	公用施設整備費	m	-	-	
	計	m	-	-	
	地質調査費	m	-	-	
	計	m	-	-	
治削工事費	土手造	m	-	400	10,100
	干手造	m	-	470	93,145
	計	m	-	510,145	
	整地費	m	-	12,410	22,410
	その他工事費	m	-	1	86,100
	荷役運搬費	m	-	1	354,000
	工事費計	m	-	1,658,100	
	測量調査費	m	-	1	372,111
	その他	m	-	-	
	車船費	m	-	-	
合計	21	m	-	-	1,720,100

## ■年度別歳入・歳出資金計画表

(単位：千円)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	合計
工事費	40,570	57,774	313,229	323,294	31,933	829,173
特許費	-	201,677	300,007	301,103	-	802,807
手取費	-	-	-	-	-	-
計	40,570	258,451	614,336	649,397	31,933	1,172,000
復旧費	10,110	33,607	127,254	146,712	31,910	413,363
手賃	15,447	26,017	177,199	126,247	31,030	326,133
上水道整備費 者負担分	-	28,803	142,403	-	-	171,206
市電運賃	18,235	168,327	367,245	176,315	35,383	718,653
計	40,742	256,862	674,026	448,133	31,933	1,172,000
車両運送費	-	-	-	-	-	-

# 浜松都市計画事業高塚駅北土地区画整理事業施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、高塚駅北土地区画整理事業の実施改善を目的とするため、土地区画整理事業(昭和29年法律第116号)以下「法」とい、(第5条第4項の規定により浜松市)以下「施行者」とい、(1)が実施する土地区画整理事業について、法第5条第2項に規定する事務その他の事務を定めるものとする。

(事務の名称)

第2条 土地区画整理事業の名前は、浜松都市計画事業高塚駅北土地区画整理事業(以下「事業」とい、)とい。

(施行地区に含まれる地域の名称)

第3条 事業の施行地は、浜松市南区高塚町の一部とする。

(事業の範囲)

第4条 事業の範囲は、法第2条第1項及び第2項に規定する土地既得権事業とする。

(市役所の所在地)

第5条 事業の実施地は、浜松市中区浜松中央町内とする。

(認定の年度)

第6条 事業に要する費用は、次に掲げるものを除き、施行者が負担する。

(1) 法第120条第1項の規定による公共施設賃貸料等税金

(2) 法第121条の規定による賃借会その他の賃借料金

(賃借料の名義)

第7条 法第56条第1項の規定により設置する土地既得権審議会の名義は、浜松都市計画事業高塚駅北土地区画整理事業会(以下「審議会」とい、)とい。

(委員の選任)

第8条 審議会の委員(以下「委員」とい、)の数は、10人とする。

2 委員の定数のうち、施行地区内の宅地の所有者(以下「宅地所有者」とい、)から選出される委員及び施行地区内の宅地について選出される者(以下「任命権者」とい、)から選出される委員の数の合計は、8人とする。

3 委員の任期のうち、半期続続を有する者がから選出される委員の数は、1人とする。

(委員の任期)

第9条 委員の任期は、5年とする。

(立候補制)

第10条 第8条第2項に規定する委員は、候補者のうちから選出する。

(予備委員)

第11条 審議会に、宅地所有者から選出される委員及び候補者がから選出される委員についての予備委員をそれぞれ置く。

2 予備委員の数は、それぞれ宅地所有者から選出される委員の数又は候補者がから選出される委員の数の半数以内で市長が定め、土地既得権法施行令(昭和30年政令第47号)以下「令」とい、第2条第4項第4項に規定する場合に併せて公表する。

3 予備委員は、委員の選出において、当選した者と並び、決まりたる数以上の候補を挙げた者のうち得票率の多い者から順次定めるものとし、候補登録の順位であるときは、市長が定めて候補を定める。

(予備委員となるに必要な資格)

第12条 予備委員となるに必要な候補数は、候補選舉において選出すべき委員の定数をもって未然投票の実数を算して得た数の3分の1以上とする。

(委員の補充等)

第13条 選出された委員に欠員生じた場合は、予備委員のうち得票率の多い者から順次これを補充する。

2 前項の規定により委員のうちを補充すべき場合は、市長は、規定による委員となるべき者の氏名及び住所(生人はあっては、十の名称及び生れたる事務所の所在地)を公表するとともに、委員となるべき者にその旨を通知するものとする。

3 市長により委員となるべき者は、前項の公表のあった日に委員としての地位を取得する。

4 予備委員に欠員生じた場合は、市長は、第11条第3項の規定に従て順次補充するものとする。

(委員の権限・選任)

第14条 地域所有者から選出された委員又は選出された委員の欠員の数がそれぞれの委員の定数の2分の1に達した場合は、其の権限は、施行地区内の宅地の所有者のうちから選出された委員のうちの2分の1に達した場合は、其の権限は、施行地区内の宅地の所有者のうちから選出された委員のうちの2分の1に達した場合に限り、前回の選出から起算して14日を経過した日(以下「令発令日」とい、)の在籍の実績を記録に記載されていない者又はこれに準じる宅地について、前回の選出から起算して14日を経過した日(以下「令発令日」とい、)の在籍の実績を記録に記載されていない者又はこれに準じる宅地について、その登録台帳、登録台帳のないときは、測量図、以下同じ。に記載されている地権とする。

2 地域所有者は、前項の地権に異議があるときは、基準日より10日以内に、審議会(構成)について隣地の所有者の承認があるものとし、隣地の相続権の登記を市長に申請することができる。この場合において、同一人又はその家族の所有する宅地が競争通じるときは、その全部について申請しなければならない。

3 委員の申請があった場合は、当該地権について、審議会は査定の方法により地権を決定し、申請者に通知するものとする。

4 基準日後付又は合算された地権について、分譲又は合算前の登記権に記載されていた地権を標準として市長が査定した地権をもって前項の地権の地権とする。

5 令発令日付に特に必要があると認める場合は、審議会は査定の方法により地権を決定するものとする。

(所持地以外の権利の処理)

第15条 施行計画において地権について用意地以外の権利の目的となる宅地又はその部分を定める場合の基本となる使用の宅地についてすける用意地以外の権利の地権に、その差別してある地権又は法第60条第1項の規定による申査に係る地権(地権の要件について向うを第3項の規定による届出があつたときは、その変更後の地権とする。)とする。ただし、当該地権が当該権利の存する宅地の所有者の地権と重複しないときは、市長が審査した地権とする。

(現前の宅地及び地権の登記)

第16条 現前の宅地及び地権の登記は、市長が、その位置、地理、土質、水質、利用状況、地権等を総合的に勘案し、登記者の意思を聽いて定める。

(用意地以外の権利が存する場合の訴訟)

第17条 所有権以外の権利(地役権を除く。以下この条号及び本文において同じ。)の存する宅地についての所有権及び所有権以外の権利の権利は、市長が、評議会の意見を尊重して、評議の意思により定めた宅地の評議会所有権の権利と所有権以外の権利との区分に分類する。

(清算金の算定)

第18条 施行計画に定める清算金は、成績の宅地について定められた地権の権利額又は当該地権に対する権利の権利額と、当該宅地に対する換地の評議会又は当該権利の権利額との差額とする。

2 底第90条及び第90条第6項の規定により地権を定めないで金目で清算し、又は所有権以外の権利を清算させ、当該で清算する場合にはにおける清算金の額は、市長が前項の規定に準じて定める。

(清算金の納付又は交付に関する過失)

第19条 市長は、清算金を收取し、又は交付する場合においては、これを交付し、又は交付すべき根拠及び権利を定め、少なくともその期間の10日前までに納付すべき又は支拂は文書を受けるべき日に通知するものとする。

(清算金の指定)

第20条 清算金の交付を受けるべき者から索取すべき清算金があるときは、法第112条第1項の規定により扶助すべき清算金を請求し、その者がから索取すべき清算金をその者に交付すべき清算金を粗相するものとする。

(清算金の分割収取又は分割交付)

第21条 法第110条第2項に規定する清算金の分割収取又は分割交付は、扶助第1のとおりとする。ただし、開示により分割増収することが困難であると判断が認められる場合はにおいては、別額第2のとおりとする。

2 前項の規定により分割削減付山口(以下「分岐」とい、)をしている者が、中途において荷物に変動を及ぼした場合の分岐については、市長が定める。

3 前2項の規定により清算金を分割収取する場合はにおける令第61条第1項の施行規則で定める市長は、手帳に於ける法第103条第4項の規定による換地を分が始めた日のひのきの日ににおける財政融資資金法(昭和29年法律第300号)第7条第3項の規定により財政大臣が定めた利3%のうち10年の約定期間に於ける利3%市長が年2%+1セントを超えるときは、年6%+1セントとする。

4 第2回以後の毎回の清算金の納付又は交付の翌日から起算して6月を超過した日の翌日とする。

5 清算金を分割しようとする者は、法第103条第1項の通知があった日から市長が別に定める日までに納付すべき元請を市長に申請しなければならない。ただし、新規が特別の原因があると認めるときは、5該期間を超過して後であっても分割の中請をすることができる。

6 清算金を分割する場合において、荷物付付すべき元請の額は、付納が認められた清算金の粗額を分割する回数で算して得た額とする。この場合において、100円未満の端数が生じたときは、これを第1回に付納付すべき額に算入する。

7 清算金の分割を許可された者は、次の清算金の全部又は一部を繰り上げて交付しようする者は、市長の承認を得てこれを受け付けることができる。

8 市長は、清算金の分割を許可される者は納付すべき清算金の付納期限までに納付しないときは執行する見込みがないと認められるときは、納付期限の到来しない清算金であっても、その全部又は一部を繰り上げて強制することができる。

9 市長は、清算金を分割交付する場合はにおいては、毎回の交付額及び交付額を定め、清算金を受けるべき者に通知するものとする。

(追加)

第22条 清算金(料子を除く。)を納付すべき者は、これを納付期限までに納付しなかったときは、延滞金を市長に納付しなければならない。

2 他の清算金の額の計算及び減免については、浜松市租税込みの清算金に關する条例(昭和32年浜松市条例第5号)の規定による清算金の額の計算及び減免の例による。この場合において、新規第2条第1項及び新規第1項に「1.6%+1セント」とあるのは「1.7%+1セント」と「2.1%+1セント」とあるのは「5.8%+1セント」とある。

(新規に付された権利の申名と清算金の発給の停止)

第23条 法第2条第1項の規定による申名(以下「申名」とい、)は、新規第3項の規定による届出は、次に掲げる権利は、これを管理しない。

1) 登記のない権利については、浜松市中央事務所の権利登記の権利登記の日まで。

(換地登録の特例)

第24条 市長は、必要があると認めるときは、法第77条の規定による建築物等の移転又は売却が完了した場合においては、法第103条第2項に定めた権利登録の権利登記による権利登記の日まで。

(登記)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、總務課で定める。

(附則)

この条例は、法第50条の規定による公告の日(昭和27年10月10日)から施行する。

新規第3条第1項に定める免責者又は合算する者等。